

ITS 研究専門委員会におけるポスターセッション副賞の選奨規程

ITS 研究専門委員会
平成 22 年 2 月 1 日制定

ITS 研究専門委員会における「ポスターセッション副賞」の選定は、本規程によって行う。

- (1) 本会定款第 6 条ホ項に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、業績ある者の表彰または奨励を行う。
- (2) 本賞は、「ポスターセッション副賞」と称する。
- (3) ポスターセッション副賞を選定するため、ITS 研究専門委員会にポスターセッション副賞選奨委員会を設置する。
- (4) 委員長を 1 名、幹事 1 名、委員若干名とする。
- (5) ポスターセッション副賞の授賞候補者は、ITS 研究会において発表を行った講演者で、同会議の発表件数の 5%程度【または 1 件程度】とする（但し、授賞回数に制限はない）。
- (6) 授賞候補者の資格は、本会会員とする。
- (7) 選定の資格者は ITS 研究専門委員会の構成員とする（重複による投票は無効とする）。
- (8) ポスターセッション副賞は、賞状または賞金(金券を含む)、またはこの両方とする。賞金は授賞 1 件につき 5000 円とする。
- (9) 授賞候補者は ITS 研究専門委員会に報告し、承認を得る。
- (10) 本賞は、共催研究会の場合にも、上記の事項(選考作業や、賞金の確保について)を概ね共催相手と折半して、選出することができる。詳細について疑義が生じた場合には適時共催相手と議論の上柔軟に決定する。

付則

本規程の改訂は、ITS 研究専門委員会の承認を得るものとする。
本規程は、ITS 研究専門委員会の Web で公開する。